

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

福田 静夫

1 「反日デモ」と日本経団連

「戦後60年」の今年、4月に入ってから突然降ってわいたように3週間にわたって引き続いた中国の「反日デモ」は、「政冷経熱」といういささか安易な言葉によって覆いかくされてきた歪んだ日中関係を、改めて大きな国際的な焦点に浮かび上がらせることになった。その後、4月22日から24日にかけてジャカルタで開かれたアジア・アフリカ会議で、小泉首相がかつての日本の「植民地支配と侵略」についての「反省とお詫び」の演説をおこない、それを受けて小泉首相と胡锦涛中国国家主席との首脳会談が開かれ、中国政府の抑制方針もあって、当面のところ「反日デモ」は、表面的には終息したように見受けられる。そこで日本の政府は、非が中国側にあるという方向に世論を誘導し、「靖国参拝」が日本の固有の「死者」に対する弔い方であるし、かつての侵略戦争を正当化した「教科書検定」も「内政」問題であるという強弁と居直りによって、事態を乗り切っていくつもりになっている。

けれども、じつは、「反日デモ」が露呈させたのは、日本の「戦後60年」を否定して進行しつつある大きな「改憲」の危機であった。そしてこの「改憲」の危機にこそ、また「反日デモ」がなぜ起こったのか、そしてその後どうなるのかを解き明かす鍵がかくされている。「反日デモ」が掲げた中心的スローガンは、「日貨排斥」＝日本商品ボイコットであり、「日本帝国主義打倒」であった。そうしたスローガンが端的に指し示していたのは、自民党・公明党・民主党とそれぞれに論点を変えながらも「改憲」で足並みを揃えている「二大政党」下の政界であり、

さらにはみずから独自に「改憲」を要求し、「政治献金」によってそれを督励している日本の財界の動きであったのである。

今年の1月18日、自民党大会が開かれ、小泉首相は、「自民党新憲法制定推進本部」の本部長として、年内に「党是」たる「憲法改正」の成案をうると挨拶した。自民党大会は、「憲法起草委員会」を設け、森喜朗を総括責任者とし、各小委員会には中曽根康弘、宮沢喜一、橋本竜太郎等という自民党歴代の首相が名をつらね、自民党の結党50年を迎える今秋には改定草案を仕上げることになった。すでに日本の「歴史・文化・伝統」を強調して前文を全面的に書き直したり、第9条の第2項の扱いを焦点にしながら、自衛隊を軍隊として明記し、「日米同盟」の世界化に必要な「集団的自衛権」を承認する等々、いくつかのポイントはすでにマスコミに流されている。

だが同時に思い出しておくべきことは、この1月の自民党大会に合わせて、日本の財界の総本山たる日本経団連（会長＝奥田碩トヨタ自動車会長）の「国の基本問題検討委員会」¹⁾（委員長＝三木繁光東京三菱銀行会長、以下「検討委員会」）が、「わが国の基本問題を考える―これからの日本を展望して―」（以下、『経団連報告』、テキストはインターネットで公開されている）を公表し、「改憲」の要求を明らかにしたことである。

『経団連報告』（第IV章）によれば、「国際平和の希求、侵略戦争の放棄」を規定している「憲法第9条第1項」は「引き続き存置」するが、「戦力の不保持を謳う第9条第2項は、明らかに現状から乖離」している上に、「今後果たすべき国際貢献・協力活動」を進める上で「大きな制

約」になっているのであらためる。そして「自衛隊の保持」を明確にし、「集团的自衛権」は「わが国の国益や国際平和の安定のために行使できる旨を憲法上明らかにすべきである」とした(この「改憲」の論理がはらむ矛盾には後で触れる)。そして第96条の「改正要件」は、「厳格に過ぎた」ものなので、緩和すべきである、と付け加えている。このように「改憲」の手続きにまで言及していることには、なんとしても第9条の「改憲」を急ごうという日本経団連の姿勢があからさまに出ている。

先に経済同友会の「憲法問題調査会」の「憲法問題意見書」(03年4月)、日本商工会議所の「憲法改正についての意見—中間とりまとめ—」(04年12月17日)が出されていたから、こうして日本経団連が「改憲」を提案したことによって、日本の代表的な経済三団体がすべて「改憲」の線で足並みを揃えたことになるが、日本経団連の場合、「改憲」の姿勢の積極性において他に抜きん出ているのが特徴である。

まず奥田碩経団連会長は、「経団連報告」が公表された当日、自民党大会で挨拶し、「経済界としても、資金面からの支援をすすめたい」(『朝日新聞』05年1月19日)と、「改憲」に対する「政治献金」を行うことを明言した。

この「改憲」支援のための「政治献金」という姿勢は、その後も一貫して、3月31日の「自由民主党と政策を語る会」に出席した奥田会長は、「会員企業」が「社会貢献の一環」として「政治寄付」を行うように期待したいと挨拶した(『日経連タイムズ』05/3/31)。4月14日、「民主党と政策を語る会」では、「国会の場で政府・与党と建設的な政策論議を展開」して欲しい、とくに「社会保障制度の改革」では「抜本改革の先送りは許されない」と述べて、小泉政権の福祉切り捨てと消費税の導入を支持する挨拶を行い、宮原副会長が、「政策評価に基づく企業の社会貢献としての政治寄付を推進している」と、ここでも政党献金に露骨に言及した(同上、

05/4/14)。とくにこの場合は、中国の「反日デモ」の最中であり、あたかもトヨタ、ホンダ、スズキ、三菱などの各自動車会社が出店する上海モーターショーが4月22～28日にかけて開かれる直前のことであった。「政治献金」の「甘言」に釣られて状況を黙過している民主党もあまりにも無節操であるが、また中国問題に対する経団連首脳側の驕りをも見過ごせない。

さらに日本経団連は、昨年4月27日、小泉首相のもとに「安全と防衛協力に関する懇談会²⁾」(以下「防衛懇」)が設けられた時、座長には荒木浩東京電力顧問(元経団連副会長)、委員には張富士男日本経団連副会長(当時トヨタ自動車社長)という大物を送り込んだ。この関連で言えば「経団連報告」をまとめた「検討委員会」は、この防衛懇の設置を受ける形で、昨年5月27日に、日本経団連総会で設置されたわけである。日本経団連という日本の財界の代表団体が、そしてまた日本最大の、そして世界最大規模の多国籍企業を代表するトヨタが、政権与党と組んで、日本の「改憲」と「防衛」とを一体化した政治の実現に動き出した意味は重大である。

ジャカルタで小泉首相が、アジア・アフリカ80カ国の首脳を前にして、「反省とお詫び」の言葉を述べたというニュースに、『ワシントン・ポスト』は、「日本は戦死者の栄誉を讃え、近隣諸国の傷口を開く」(05/4/23)という見出しをつけた。その同じ日に、自民党・民主党の議員80人と代理人88人を加えた総勢168人の政党人が大挙して春季例大祭中の靖国神社に集団参拝したことも、併せて報じたからである。参拝者のなかには内閣府副大臣、防衛庁副長官、さらに政務次官2名が含まれており、それとは別に閣僚として参拝した麻生太郎総務相がいた。日中会談の後でも、小泉首相は、「靖国参拝は適切に判断します」として、従来の姿勢を変えていない。小泉演説は、韓国メディアが報じたように、「日中首脳会談を成功させるための方策」であり、「国連安保理常任理事会入りに向け、アジア

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

諸国の信頼獲得を意図」したもの（『毎日新聞』4月23日）にすぎなかった。「反日デモ」は日本の責任だ、というのが胡錦涛中国主席の指摘だが、日本の「二大政党」政治の喜劇的な錯誤ぶりは、残念ながらそれを悲劇的に裏づけてあまりがある。そしてその錯誤を最大に支え、督励するものとして、「経団連報告」とそれにともなう日本経団連の行動がある。

「経団連報告」は、バンドン会議50周年を記念してアジア・アフリカ会議が開催される年に公表されたものとして、日本の戦後史上最悪の政治的文書である。その「改憲」の要求は、友好と連帯によってさらに発展強化されるべき日中関係の発展を妨げ、バンドン会議50周年の精神を傷つけ、会議に結集した80カ国の日本に寄せている善意の期待を裏切り、日本国民の歴史的な大義、良心、利益に根本的に対立したものである。かつて日本の侵略戦争で2000万人をこす犠牲を強要されたアジアの諸国は、日本がいまいちど海外に出兵する政治をつくりあげてをけって許さないだろう。日本の憲法の理念は、世界の平和と連帯の流れのなかで再発見され、実現されようとしている。「経団連報告」は、この歴史のなかで、その「現実性」によって検証されなければならない。以下、「経団連報告」に焦点を当てて、その「改憲」要求の思想的・道徳的な質を検討することにしよう。

2 『経団連報告』——詭弁の「改憲」論

「経団連報告」は、いったい、どのような理由で第9条を中心とした「改憲」を要求しているのだろうか？

「経団連報告」の第IV章のはじめに、「綻びが目立つ現行憲法」として、「改憲」の内容にかかわるいくつかの問題点を列挙している。「現行憲法」については、(1)翻訳調でわかりにくい前文の表現、(2)第9条に見られる規定と現実の乖離、(3)国際平和に向けた主体活動への制約、(4)実質的に機能していない違憲立法審査権、(5)厳格すぎる改

正条項など、様々な問題を抱えている。」

(1) まず「現行憲法」は「翻訳調でわかりにくい前文の表現」だというのは、しばしばあげられる「改憲」理由である。けれども、「前文」には、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにする」決意で、主権者たる国民がこの憲法を確定する、と述べられていることが理解できなかったのだろうか？ また多大の犠牲をアジアに強要した侵略戦争と国民自身の蒙った戦争の惨禍とへの深刻な反省に立つて、恒久平和、民主主義、人権の諸理念を定め、全世界の国民とともに、より豊かで平和な共存の未来を選びとることにしたという、日本の憲法と国民自身のアイデンティティの表明を読みとることもできなかったのだろうか？ 自国の主権の維持と他国との対等な関係を統一するところに、戦後の国際関係の原則をおくというはっきりとした日本の歴史的進路を確認することもなかったのだろうか？

「前文」が分からないという「経団連報告」の言い分は、その国語能力の欠如ではなくて、道理があることでも都合の悪いことはなしにするという、あまりほめあげたものではない道徳的能力の欠如を示しているのだろう。じっさい「経団連報告」は、「政府」にたいして、「自衛隊」が「集団的自衛権」を「行使」して、「戦争」ができるようにしろ、と要求しているのだから。また「日米安保体制」が昔も今も、「台湾海峡」と「朝鮮」とを東アジアの危険地域とし、中国、北朝鮮、そして以前にはソ連を「仮想敵国」としてきたし、いまでもその構図はあまり変えようとしていないし、日本の「戦争責任」にしても、しばしばドイツと比較して批判されるように、まともに向き合ってきてはいないのだから。さらにアメリカとの関係は、「自国の主権の維持と他国との対等な関係」といっても、日本の首相自身がブッシュ大統領の「ボチ」だと得意になって言っているほどのものだ。だからこういう都合の悪い「前文」のリクツは、無視するのが一

番だというわけなのである。

(2) つぎに、「第9条に見られる規定と現実との乖離」という理由。この理由は、それだけとれば、二つの解決の道があるはずである。ひとつは、第9条の規定に従って、違憲の現実を変更する道。もうひとつは、逆に、違憲の現実にしたがって、第9条を変更する道であり、「改憲」派が共通して挙げる道である。前者の解決の道をとるなら、違憲の現実を積み上げてきた戦後の保守政治を問い、いまや「改憲」要求を公然化させるまでになった日米安保体制そのものを廃棄する以外にないことになる。だが「経団連報告」の関心は逆である。いまや「日米安保体制」が、より全面的で、より世界的になり、ブッシュのアメリカが9・11以降、国連の枠からはみ出して単独行動主義をとりはじめたので、この新しい「日米同盟」のためには、いまや第9条が「制約」となったから、「改憲」というもうひとつの道を選択する、というのである。

「経団連報告」のこの選択は、結局のところ、1950年、アメリカ占領軍の「ポツダム政令第260号」によって、朝鮮戦争に出動した日米軍の空白を補うために設置された「警察予備隊」に始まる時点にまで議論を押し戻すことになる。「特車」なる戦車を持ち、銃で武装している軍隊を、第9条の制約から、「警察予備隊」という名でごまかしたのが出発点である。翌51年9月、「サンフランシスコ平和条約」が「日米安保条約」・「日米行政協定」と抱き合わせて結ばれたが、ソ連、中国、インドなどの参加はなかったし、アメリカ・イギリスによって決定された条約に対する日本からの一切の論議は許されなかった。この「講和」は、「片面講和」であったために、アジアを中心にした戦後処理に多くの問題を残したばかりではなく、アメリカ占領軍に駐留継続を許し、沖縄の全面占領と本土の全土基地化、自衛隊による再軍備を日本に条件づけることになった。こうして憲法の規定と現実との「乖離」はますます拡大していった。日本

の従属とアジアへの敵対という現実ができあがったのである。その現実のもとで、「朝鮮特需」、続いて「ベトナム特需」³⁾など、日本の財界は、「戦争」を利用して、「経済復興」から一挙に世界的な「経済大国」への道を駆け上がった。ベトナム戦争を背景にした60年の日米安保条約改定の後、90年代の湾岸戦争、2001年のアフガン戦争、ついでイラク戦争と、たえず「戦争責任」と「戦争犯罪」とを問われ続けてきたアメリカの「戦争」と「日米安保体制」が展開していくにつれて、「集団的自衛権」は不断に拡張され、「自衛隊」の海外派兵の既成事実化が、二段跳び、三段跳びの形で進行していった。

だが第二次世界大戦に匹敵するほどの犠牲者を世界各地に生み続けてきた「戦後」の「戦争」のなかでのこの強大なアメリカの現実だけに目を奪われた「経団連報告」は、他ならぬその現実が、また「戦争放棄」、「戦力保持の禁止」・「交戦権の否定」を規定した憲法第9条に、世界的な現実性と普遍性とを増大させてきているというもう一面の真理に気づくことがなかった。イラク戦争の帰趨に見るように、国連の規約に背き、国際法に違反し、虚偽の情報操作に基づいて先制攻撃に踏み切った、大義なきブッシュのアメリカの戦争。その現実とは、不正義であり、無法であり、人道に対する犯罪であった。

かつて国際連盟から脱退して「単独行動主義」をとり、真珠湾への「先制攻撃」を加えた日本。その日本を「東京裁判」で裁いたことのあるアメリカが、15年戦争を正しかつたとする「教科書」を「検定」で正統化し、「A級戦犯」を祀る靖国神社参拝を「平和」の祈願と強弁する小泉内閣によって「支持」されて、「単独行動主義」と「先制攻撃」とでイラク戦を強行し、優に10万人を超える一般市民の犠牲を出しているこの現実。第9条の規定に対して、このような悪魔の冗談のような「現実」を優位させる「経団連報告」は、あきらかに「戦争責任」と「戦争犯罪」とを問われるべき立場にみずから身を置い

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

ている。「日米安保体制」が直接間接に関わってきた「戦後」の戦争に対するいっさいの「戦争責任」を総決算してみる課題を回避することはできない⁴⁾。

(3) 上の議論を前提にすれば、「経団連報告」が第3の理由としている「国際平和に向けた主体的活動への制約」と言うことの誤りは、はっきりしている。

憲法第9条が「日米同盟」にとって「制約」であるという発言は、「集団的自衛権を日本が禁止していることは、同盟協力の制約になっている」と述べたいわゆるアーミテージ・リポート(米国防大学戦略研究所特別報告)のなかに見られる。アーミテージ前米務副長官は、昨年7月に来日した時にも、「日米同盟における日本の拡大された役割」を求め、イラク戦争における「米英同盟」が「日米同盟のモデル」となる、という発言を繰り返した(『しんぶん赤旗』04/7/24)。だが、そのモデルとされたイギリスでさえ、ブレア首相はイラク戦争への協力や情報操作を批判されて、大幅に労働党の得票率を減らした。イラク派兵の有志連合国のうち、イタリアのベルルスコーニ首相は13の州知事選挙でわずかに得たのは2州だけという惨敗。再組閣で延命をはかったが、派遣軍の撤退の声におされて一挙に政権は不安定化している。アジアでもシンガポール、タイ、フィリッピンなどがイラク派兵の再検討をはじめ、ブルガリア議会はイラク派遣軍の年内撤退を5月5日に決定した。このようにイラク戦でのアメリカの孤立がいつそう進んでいるなかで、「日米同盟」を支えるために第9条の「制約」をはずすという論拠は、ますますその逆こそが真であることを示すようになっていく。

(4) 「改憲」の理由に「違憲立法審査権」が挙げられているが、それは「改憲」問題と言うよりも、それ以前の問題である。最高裁判所裁判官の国民審査に見るように、意思表示のない票を適格票に数えたり、憲法に忠実であろうとす

る司法修習生の裁判官任用を拒否したりすることで、政権に都合がよくて、自衛隊、安保条約、首相靖国参拝等に違憲の判決をけって下さず、被爆者、強制連行・強制労働、従軍慰安婦等々の戦争被害者に対する救済においては国家責任を免責して恥じない今日の裁判制度ができあがった。こんな裁判制度の下で、一番利益を受けてきたのは、大企業である。「大企業の門前で憲法が立ち止まる」状態はいつまでも引き続いていて、女性差別、ガラスの檻、過労死、残業手当未払いなど、先進諸国では例を見ないような悪法の限りを続けているのは、何よりも日本経団連のメンバーたちである。まずは「隗(かい)よりはじめよ」と、昔の人なら言ったものであるが、こと「企業の社会的責任CSR」という点では、日本経団連については、すでにイロハのイ、つまり「遵法 Compliance」という至極当然のことからはじめる他はないだろう。

(5) 最後に問題となっているのは憲法第96条で、憲法の「改正」には、衆参両院でそれぞれの議員の3分の2、「国民投票」では過半数の賛成を必要とするというのが、「厳格すぎる改正条項」だ、という。だが、第96条を改めて、「改憲」のハードルを低くすることから始めようという本心は、自民党や民主党などに「政治献金」を行い、自分の息のかかった「二大政党」制で事が容易に回るようにしたい、というところにある。

だが本当は、「国民投票」が最も重要で、そこには「主権者」の、ルソー的な意味での「全体意志」が反映されるのでなければならない。けれど「改憲」の結果が投票権をまだもたない若い世代や、意思表示を十分にできない状態の高齢者・障害者・入院患者などの一定の国民部分についても、その将来利益を無条件的に拘束するのだから、必要な国民投票の母数は、全国民であるべきだろう。国民投票の母数を有権者に限定するのはもちろん、18歳への年齢切り下げでもかなりの妥協であって、ましてや国会議員

の過半数だけで決定しろというのは、憲法の全体拘束性にまったく留意しない暴論である⁵⁾。

以上見てきたような理由にならない理由をあげて、「経団連報告」は「改憲」を要求するのだが、肝心の第9条の「改憲」の論理そのものはどのようなものか、それをたしかめることで、ここでの議論の締めくくりとしておきたい。さきに大意を引いておいたように、「経団連報告」は、第9条第2項を改めることに問題を絞っている点で、特徴的である。

さて第9条についてであるが、一方では、憲法第9条第1項は、「規定されている国際平和の希求、侵略戦争の放棄」がわが国の基本理念である「平和」に根ざすものだから、「引き続き存置」する、という。他方では、「戦力の不保持を謳う第9条第2項は、明らかに現状から乖離」している上に、「今後果たすべき国際貢献・協力活動」を進める上で「大きな制約」になっているので、「自衛隊の保持を明確」にし、「わが国の主権、平和、独立を守る任務」を果たすと同時に、「国際社会と協調して国際平和に寄与する活動」、とくに「同盟国への支援活動が否定されている」ので、「集団的自衛権」は「わが国の国益や国際平和の安定のために行使できる旨を憲法上明らかにすべきである」とする。

この議論を整理してみると、こういうことだろう。一方では、国民に対しては、第9条第1項の「戦争放棄」条項は「存置」してあるから、第9条は依然として「平和」的な規定だよ、といい顔をしてみせる。他方では、アメリカの「改憲」要求に対して、多少もって回ったところはあるけれども、第9条第2項以下に「平和」のためなら、そしてまた「日米同盟」のためなら、「集団的自衛権」の「行使」ができると書き込んでいます、と納得させるのである。だがこうした形の「改憲」のやり口は、大江健三郎がノーベル賞受賞講演のなかで指摘している「あいまいな日本の私」、つまり「あいまいな」とは、「ambiguous:二義的=二枚舌的」で、「ambiva-

lent:両価的」である論法（『曖昧な日本の私』岩波新書）の典型例を蒸し返しているにすぎない。

この二枚舌のトリックは、第9条第1項に経団連的な第2項を加えることで、第9条の意味をまるっきり反対のものに逆転してしまうところにある。つまり第9条の条文通りならば、第9条第1項では、「正義と秩序を基調とする国際平和を希求」しているから、「戦争」や「武力による威嚇または武力の行使」を「放棄」し、第2項では、だから「戦力」は保持しないし、「交戦権」も否定するということになる。自衛権は否定しないが、武力の行使は認めないので、「戦力」の保持は禁止される。ところが第2項に「軍隊」を保持するし、「集団的自衛権」を含めて「交戦権」を承認するとなると、話が変わってくる。第1項は、「国際平和」のためならば、「武力による威嚇又は武力の行使」は、「国際紛争を解決する手段」としても、放棄しないと、読み替えられるのである。いうまでもなくこの読み替えにさいしては、「国際平和」の論理的な位置はまったく逆転する。現行の第9条では、「国際平和を希求」しているから「武力」の行使も、保持もしない、という根拠の意味を与えられていて、「武力」を制約する役割を担っている。それに対して、「経団連報告」の読みでは、「国際平和を希求」するためには「武力」の行使も、保持もゆるさるという目的の意味を与えられていて、「武力」に対する「制約」は取り払われ、「平和」という名目さえあれば、「戦争」も、「武力」も、「集団的自衛」もみんな正当化されてしまうのである。かつての日本の侵略戦争も、「東洋平和」の目的を掲げていた。今のアメリカの戦争は、「テロ」や「攻撃」の「脅威」から「平和」を「未然に予防」するために、「先制攻撃」を正当化する。第2項の「制約」なき第9条は、こうして「平和」を名目にする「戦争」なら何でもありの正当化論理にとすり替えられてしまうのである。

「経団連報告」の「改憲」の理由もその論理

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

も、とうていまともな論議には耐えない。その第9条の「改憲」は、「平和」と偽って「戦争」の毒饅頭を食わせる悪徳商法そのものではないか？

だが、衆議院憲法調査会は、5年間の調査の結果として、「9条1項を維持し、集团的自衛権の行使や国連の集团的安全保障への参加などの2項改憲を否定しない」ことを多くの意見の集約点として挙げた最終報告を強行採決した。「経団連報告」の毒饅頭は、すでに効果を発揮し始めているのである。

3 「永遠戦争」構想か「永遠平和」の構想か

「経団連報告」と「防衛懇報告」とには、共通の状況認識がある。「経団連報告」は、第1章「わが国を取り巻く現状と問題認識」を「国民や企業を脅かす危機」から説き始める。「東西対立による冷戦の終焉」以後、「宗教・民族に起因する紛争・内戦の頻発、ミサイル・大量破壊兵器の拡散など」、「脅威の内容は複雑で予想困難なものへと変化している。とりわけ9・11に代表される非国家主体によるテロは、世界の平和に対する大きな脅威となっている」というのである。「防衛懇」の「安全保障と防衛力に関する懇談会資料」（以下「防衛懇報告書」、英訳副文添付）も同じで、第1部「新たな日本の安全保障」は、「1. 21世紀の安全保障」として、「2001年9月11日、安全保障に関する21世紀が始まった」とし、「もはやテロリストや国際犯罪集団などの非国家主体からの脅威を正面から考慮しない安全保障政策は成り立たない」、と書いている。これは、日本の政府と財界が、ブッシュのアメリカの状況認識と安全保障観にどっぷりと身を浸してしまっている証拠である。じっさいのところ、とくに第二期大統領就任以後のブッシュ大統領は、「9・11」の「テロ」を「戦争」だと捉え、「非国家主体」の「脅威」を未然に防ぐために、「国連」とは関係なく、「有志連合」を結集して「先制攻撃」に訴えるという「単独行動主義」を国是

に高めているからである。

だがこの種の「9・11以後」理論に特徴的なのは、アメリカ極の「単独行動主義」によって「敵」を不断に発見もしくは創造し、あれこれの「有志連合」的な「軍事同盟」をとり結んでつねに戦争を継続しようという「永遠戦争」の構想はあっても、「国連」に結集し、国際法と人道法とによって不断に「和解」と「連帯」を掲げ、「軍事同盟」を解体し、戦争の原因を取り除いて確実な「平和」を構造的に創造する「永遠平和」の構想をまったく欠落していることである。アメリカのアフガン戦争、イラク戦争の経緯に示されているように、「戦争」は容易に「平和」に転ずる気配はない。「防衛懇報告」から「経団連報告」が引き写している「台湾海峡」危機論がポスト・イラク戦争の一つとして浮上しているが、この4月末に台湾の最大野党国民党の連戦主席が49年の中台分裂以後初の訪中、歓迎を受けたことに見られるように、「未だ冷戦期の対立関係が残っている」（「経団連報告」）という見解は、大きく現状からズレてしまった。「防衛懇報告書」はもっと挑発的で、「北朝鮮」に加えて、「台湾海峡兩岸の間で軍事衝突が起こる可能性も否定できない」と書き、ミサイル防衛（MD）の導入、武器輸出三原則の緩和、軍事革命（RMA）技術の日米共同研究、「存在する自衛隊から、より機能する自衛隊」への転換等々を提唱している。

数ヵ月先の状況認識でさえ根本的に狂っている時に、「冷戦期」を上回る軍事化に日本を引きずり込もうとする日本経団連の「改憲」の論議は、あまりにもアナクロニズムであり、正気の沙汰ではない。

こうした「経団連報告」の浅薄な「永遠戦争」の構想に、「永遠平和」の構想が対立する。

去年は、ドイツの哲学者イマヌエル・カント Immanuel Kant (1724—1804) の没後200年を国際的に記念した年であった。日本経団連にとっての去年は、「経団連報告」の検討委員会を設置

し、「防衛懇」に代表役員を送り込んで、「日米安保体制」をテコにして如何に日本憲法の「戦争放棄」の規定を転覆させる理屈をつくり出すかに腐心した年であった。だがカントにとっては、なによりもその著作『永遠平和のために』（宇都宮芳明訳、岩波文庫）によって、記念されるに値した。1795年に書かれ、その翌年に増補して出版されたこの小冊子は、全2章からなり、第1章では「国家間の永遠平和のための予備条項」を扱い、第2章では「さらにそのための『確定条項』」を扱っている。「経団連報告」の根本的な欠陥を鋭く暴き出している点で、この210年前の古典に如くものはないだろう。

カントは、その第1章の第一の予備条項で、「将来の戦争の種を秘かに保留して締結された平和条約は、けっして平和条約とみなされてはならない」と指摘している。『経団連報告』が、「サンフランシスコ平和条約」と抱き合わせで押しつけられた「日米安保条約」を前提にして、憲法の「前文」を軽蔑的に扱い、第9条を改変して、日本を「戦争する国」にすることを要求していることを考えてみるとよい。カントは、すでに210年も前の著作で、「経団連報告」とそれが前提としているブッシュのアメリカの錯誤の論理的な根元をぴったりと言い当てていたのである。

第1章第2項も「経団連報告」のために書かれたような気がする。「独立しているいかなる国家（小国であろうと、大国であろうと、この場合問題ではない）も、継承、交換、買収、または贈与によって、他の国家がこれを取得できるということがあってはならない。」

ここで取りあげられているのは、20世紀になって、「民族の自決権」と呼ばれることになる問題である。当時カントは、小封建諸邦の分立に悩み、国家的統一のなお未完なドイツにあって、フランスがブルジョワ革命によって強力な近代的統一国家に変身するのを目前に見ていた。それだけにカントにとっては、国民的な統一と独

立が、それもととりわけ近代史に遅れて登場する国民にとっての国民的な統一と独立が、世界史上の緊急の課題と考えられたのは当然であった。この第2項に見る遅れたドイツの現状に根ざしたカントの要求は、大国列強の角逐する以後の世界史のなかにおいてみると、カントが後発国の独立の要求を世界の「永遠平和」の先決要件としたという主張となり、21世紀の今日に通じる歴史的真相を言い当てていることになる。

カントによると、「国家」、つまり政治的装置としてのそれではない、いわゆる「国」は、「所有物」ではなく、「それ自身以外のなにものにも支配されたり、処理されたりしてはならない人間社会である。」そのために、自分の幹も根ももっている国家を、ほかの国家に接合することは許されない。こうした取得方法は、ヨーロッパに危険をもたらしている考えであり、そのようなやり方で、「土地の所有を拡げるやり方」も、さらには「一国の軍隊をほかの国に貸し与え、共同の敵ではない第三国を攻撃するのに使用する」やり方も、誤りである、という。この見地によれば、かつて日本が植民地をもうけ、韓国を併合し、傀儡政権をつくり、侵略戦争を繰り返してきたのは間違いであり、戦後はアメリカが日米安保条約によって日本をアメリカへの従属下においたのも誤りであろう。もちろん「安保体制」下で、いわゆる「朝鮮特需」、「ヴェトナム特需」で巨利を挙げることなど論外である。ましてや今日、「経団連報告」が主張するように、イラク戦争を先例として、「日米同盟」を強化し「第三国」に「先制攻撃」を加えることなどはもってのほかである。

第1章第3項では、カントは、「常備軍は、時とともに廃止されなければならない」と書いている。カントは、きっと、日本憲法が第9条をもつ先駆性を賞賛するだろう。そして常備軍を新しくおくために第9条を廃棄しようとする「経団連報告」の愚かしさを叱責することだろう。

こうしてカントは、第2章の確定条項として、

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

世界の各国が「共和的」な「市民体制」であること、「国際法」が「自由な諸国家の連合制度」に基づくようになること、「世界市民法」が「普遍的な友好をもたらす諸条件に制限」されること等の条件を挙げ、そうした諸条件が満たされることで、世界は「永遠平和」に向けて前進していくという見通しを与えた。このカントの「永遠平和」の構想は、カントの述べた条件どおりではなかったものの、1920年、第一次世界大戦後に「国際連盟」を生みだす思想的な母胎となった。カントの210年前の「永遠平和」構想に向き合う時、「経団連報告」は、おのれの至らなさや根本的な錯誤とに恥じ入るべきである。およそ知的な誠実さがあればの話であるが。

しかしまた、事柄が第一次世界大戦後に成立する「国際連盟」に及ぶ時、「経団連報告」の「改憲」要求は、いままたひとつの歴史的限界を確認するように迫られることになる。なぜなら、今年4月の「反日デモ」は、ちょうどヴェルサイユ条約が問題化している時点の1919年にその精神的な起源をおいていたからである。

今年3月1日、盧武鉉韓国大統領は、第86回「3・1節」の記念演説で重要な演説をおこなった。竹島問題、教科書問題にも触れながら、日韓国交正常化40周年の今年、韓国はこれまでフランスのような「寛大な隣人」となろうとして、節制と努力を払ってきたが、「われわれの一方的な努力」だけではなく、とくに「日本と日本国民の真摯な努力」が必要だ、と呼びかけた。「過去の真実を究明して心から謝罪し、賠償することがあれば賠償し、そして和解」することにおいて、日本がまたドイツにならうべきではないか、というのである。「拉致問題による日本国民の憤怒を十分に理解」するが、同時に、日本も立場を替えて、「日帝36年間、強制徴用から従軍慰安婦問題にいたるまで、数千、数万倍の苦痛を受けた我々国民の憤怒を理解しなければならない」と、強調した⁶⁾。日本人のみずからの「拉致問題」における耐え難さが、韓国の歴史のな

かにある何万倍もの同じ受難への理解に至らない日本側の厚い偏見と差別の壁。それを越え、フランスにとってのドイツでありうることを、「先進国であると自負する日本の知性」に期待したこの演説は、残念ながら、日本ではあまり大きな関心を集めなかった。

この盧武鉉大統領の心打つ誠実な演説は、86年前、つまり日韓併合下の朝鮮で発せられた1919年の「3・1独立宣言」が日本の良心に呼びかけた声に真っ直ぐに連なるものであった。

「民族的要求に由来せざる両国併合の結果が畢竟姑息の威圧と差別的の不平及び統計数字上の虚飾の下において利害相反せる両民族間に永遠に和同する能はざる怨満を益々深からしむる今來の実績を觀よ」、「今日吾人の朝鮮独立は朝鮮人をして正当なる正策を遂げしむると同時に、日本をして邪路より出でて東洋の支持者たる重責を全ふせしめんとし、支那をして夢寢にも免れ能はざる不安恐怖より脱出せしめんとし、また東洋平和上重要な一部をなす世界平和、人類幸福に必要な階段たらしめんとするものなり。」⁷⁾

この「3・1独立宣言」は、天皇に直属した寺内正毅朝鮮総督の武断政治のもとで呻吟していた朝鮮人民が、第一次世界大戦の終わりとともに、「強権の時代」に代わって「道義の時代」が到来したと受けとめた新しい時代の息吹を率直に反映している。じっさい1917年には、ツァーリのロシアを倒したレーニンの「平和の布告」が出され、無併合・無賠償の講和、秘密外交の廃止、平和、社会主義の訴えが広く共感を呼んでいたし、他方では専制主義のドイツ敗北後のヴェルサイユ条約に向けて、レーニンを意識したウイルソンが「14ヵ条」の提案を行い、そのなかには「民族自決」の原則が入っていた。

そのような「道義の時代」への感奮は、まず東京の朝鮮人留学生たちによる「2・28独立宣言」となり、京城においては東学党の流れを汲む天道教、キリスト教、仏教などの宗教諸派が

結集して、押さえた筆致ではあっても、芯のとおった格調のたかい「3・1独立宣言」を生むことになった。「朝鮮独立」が「日本人を邪路」から脱せしめ、「支那」を覚醒させ、「東洋平和」と「世界平和」に連なるという大きな構想は、そのまま今日の時代の東アジアの課題に結びつくものとなっている。いわゆる「万歳事件」として知られるこの「3・1独立宣言」事件は、朝鮮総督府の弾圧を受け、集会人員約202万人のうち、死者約7500人、逮捕者約4万7000人という犠牲者を出す⁹⁾が、中国やアメリカに独立政府を設けて、ヴェルサイユ条約諸国に「朝鮮独立」を訴えていく。盧武鉉大統領が、「3・1運動は、実に素晴らしい歴史」と言い、「3・1精神は、現在も人類社会と国際秩序の普遍的原理として尊重される」と言葉を継ぎ、「上海政府から今日のわが政府に至る大韓民国の正統性の根源になりました」と指摘するのは、こうした開明的で、寛容な朝鮮人民の歴史的体験であった。

同じことが中国の「反日デモ」についても言える。韓国の「3・1運動」のニュースは、第一次世界大戦後の状況を「公理の時代」と受けとめていた中国の孫文派に伝わり、やがて学生たちが中国の運動の中心的担い手になって登場する。すでに中国の学生たちが、15年の日本の対中「21ヵ条」、とりわけ中国自身が勝利国であるのに、青島が返還されず、日本が「山東半島」の權益をドイツから引き継ぐことの不当性を批判し、日本の軍国主義にたいする闘争を強めていたなかで、「3・1運動」が報じられたことは、学生たちを大きく励ました。だが4月30日、ヴェルサイユ講和会議で、自らの植民地問題を抱えたイギリスやフランスが日本側の主張を認め、ウイルソンも追認したことで、中国側の主張は無惨にも敗北を喫してしまったが、その日本においても、22年7月、日本共産党が創立され、ロシア革命と中国への干涉戦争に反対、朝鮮・台湾の植民地解放を求め、日本の専制的な天皇制にたいして、主権在民の主張を対抗させる運

動が産声を挙げた。

戦争に対する平和、民族の独立と自決等を内容とした道義・公理の要求は、20年、「国際連盟」が結成されるさいの規約の前文に反映された。締約国は、「戦争に訴えざるの義務」、「各国間の公明正大なる関係」、「国際法」、そして民族の独立・自決を曖昧化した表現であるが、「人民の相互の交渉」における「正義」、「国際協力」などを遵守することが定められた。とくに28年、「不戦条約」が締結され、その第1条は、「国際紛争解決の為戦争に訴えることを非」とし、「国家の政策の手段」としての「戦争を放棄する」と宣言し、第2条では、いっさいの「紛争または紛議」は、性質・原因の如何を問わず「平和手段」による以外の処理・解決をしてはならないと定めた。このいずれについても、日本は、いったんは批准したものであった。

第二次世界大戦を経て、平和と民族独立の問題は、民主主義と自由の基本的人權の確立と不可分なものとして、発展的に再確認された。45年6月、二度までもくり返された「戦争の惨害」から「将来の世代」を救うために、また「基本的人權と人間の尊厳及び価値」、「男女」の同権と「大小各国」の同権を確認し、自由と社会進歩、隣人としての平和な生活、国際平和と安全の維持のために、「共同の利益の場合」を除いては、「武力を用いない」を決定した「国際連合憲章」ができあがり、日本の敗戦後の10月には、その憲章に基づく国際的な機構として「国際連合」（以下「国連」）が成立した。そしてその国連の基本的な精神を人權の上で具体化したものとして、48年、国連第3回総会にいて、画期的な「世界人權宣言」が決議される。日本国憲法が46年に公布、翌47年に施行されたのは、日本の敗戦によって第二次世界大戦が終わり、国家間に戦火が絶えたこの奇跡のような期間のことであった。そしてまた日本が戦争から解放されたことは、抑圧と戦争の日本からの解放を求め続けてきた韓国と中国の歴史的な願望が実現さ

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

れたことでもあった。

歴史的な回顧がやや長くなったが、問題はこの4月、中国で起こった大規模な「反日デモ」が、韓国の盧武鉉大統領の「3・1節」運動に連動していたことの歴史的由来を思い返すことであった。

「経団連報告」は、今年の3月以降、こうしたアジアの近代史から現代の世界史につながる歴史の記憶の現場にもまた立ち会わされているのである。だがそこには、歴史の呼びかけに応えるだけの「知性」はなかったし、ドイツに比せられるだけの「道徳的決断」の可能性もなかった。しかも本来は、そこで必要なのは、現在の日本がよって立つべき自らの世界史的アイデンティティを確認する作業であつたけれども、それを自ら拒否しているという自覚さえもまったくなかった。

日本のマスコミの報道の多くも、デモの暴力的・破壊的な側面や「官製」的な操作、あるいは「ガス抜き」だという皮相な見方に終始した点では、かつての朝鮮の「3・1独立運動」や中国の「5・4運動」について、滅茶苦茶な反日行動がやられているという報道をおこなったかつての新聞報道の愚を繰り返したただけであつた。この無批判なマスコミには、「3・1運動」や「5・4運動」を軍部と警察の発表に追従して、センセーショナルな「反日暴動」として報道したことが、関東大震災の時、「朝鮮人暴動」という事実無根の流言飛語を生む心理的な温床となり、その結果として、6000人をこえる朝鮮人、中国人、日本人社会主義者が自警団・軍隊によって虐殺されたという歴史的事実を思い起こしてもらわなければならない（たとえば千葉県における追悼・調査実行委員会編『いわれなく殺された人びと』青木書店参照）。

中国の今年の「5・4運動」の記念日である5月4日の「青年節」は、「反日デモ」の再発が懸念されたが、中国政府は、北京ではデモの禁止、天安門広場の封鎖、武装警官による日本大使館

警備などの処置をとった。その一方、「ゴールデンウィーク」の日本では小泉首相は外遊から帰って動かず、町村外相、安倍幹事長代理などの自民党の政府閣僚や代議士が大挙してワシントン詣でを行い、アメリカの大統領府関係者に、「靖国参拝」も「改憲」も、ともに日本の平和主義に立ったものであると、とくとくと説明していた。

このような喜劇的な日本政治の歴史的錯誤のなかに、「経団連報告」がおかれている。日本経団連の代表が座長を務めた「防衛懇」の審議過程のなかで提供された検討資料のなかに、「不安定な弧」と名づけられるマップが出てくる。アメリカ国防省に由来するこのマップ（たとえば第6回配付資料「自衛隊の現状」所収、他に第4回）は、朝鮮半島から、中国南部と台湾海峡とをかすめ、マラッカ海峡を覆うインドネシア、インドからパキスタンを経て、イラン、イラクを含めて、イスラエルの中近東にいたる半月弧に向けた「防衛」構想を描き出している。そのマップを念頭において「経団連報告」を読めば、「テロや海賊」からの「シーレーンの安全確保」を問題にし、そこに世界覇権主義的な「日米同盟」によって秩序と安定をもたらすことを国益と考えていることが見えてくる。これは、15年戦争下の侵略主義的な「生存圏」や「生命線」の発想そのものではないか？

この構図のなかからは、アジアの「恒久平和」の構想はけっして出てこない。アジアの隣人からの呼びかけに耳を傾ける姿勢もない。世界とアジアの隣人から見た時、「経団連報告」の「改憲」姿勢は、ジャカルタでの白々しい小泉首相の「反省とお詫び」演説とならんで、日本の支配層にはどんな意味でも真面目に「戦後60年」を語る資格がないということについてのいまひとつの証明である。小泉首相は、昨年の9月、国連総会で安保理常任理事国入りのために、国連分担金の多さをちらつかせた演説をおこなった。しかし、ジャカルタでの白々しい演説の時点で、すでに中国と韓国とは、日本政府の切望

する国連安保理常任理事国入りに反対する態度をはっきりさせた。どう見ても、アジア侵略を主導した「A級戦犯」を祀る靖国神社への集団参拝が行われ、「改憲」によってアメリカと手を組み、「先制攻撃」路線の片棒をかつぐことが「平和」への国際貢献だと称する二枚舌の日本は、アジアに要求される真摯で誠実な「平和の隣人」としては失格なのである。「永遠平和」構想なく、「永久戦争」構想のさまよい人ともいふべき「経団連報告」にも、その真実が知られた時、日本経済の国際的な信任ある未来を失わせた歴史的責任が問われなければならない時が来るだろうことは間違いない。

4 「経団連報告」と「企業の社会的責任」

「経団連報告」は、いったいどうして強引な「改憲」論を主張することができるのか？ それは、そうすることが当面のブッシュのアメリカの要求に応えることであるからであり、またそれが日本経団連の代表する多国籍的な大企業集団にとっての利益でもあるからである。アメリカと利益を共通にし、日本の国益を代表しているのだという驕りは、「今日の世界第二位の経済大国を築き上げたこと」に「自信と誇り」をもつべきであると言ひ、「企業」が「経済社会の中心的なプレーヤー」となって、「国の繁栄」を支え、「経済や産業のグローバル化」においても、「社会文化のグローバル化」においても、「重要な役割を果たしている」、という尊大な言葉となっている。この言葉をわれわれは、もはや多国籍化し、「グローバル化」した「企業」からすれば、それを支えている「国民」にはもはや「中心的なプレーヤー」の座はない、という驕りの放言として聞く。そしてまさにそれだからこそ、こんにちの「企業」については、きびしく「企業の社会的責任」（以下CSR:Corporate Social Responsibility）⁹⁾が問われなければならない、と考える。それも日本経団連については、世界的な大企業を結集している団体であるだけ

に、とりわけ国際的なレベルにおけるそれが問われて当然であろう。ここでは、「経団連報告」の「改憲」論に関わって、紙数の制約もあるから、2つの「CSR」問題だけを取りあげておこう。

第1に、問題にしたいのは、「企業」、それも日本経団連のおこなう「政治献金」の問題である。02年5月、日本経営者団体連盟と経済団体連合会が統合して日本経済団体連合会（日本経団連）が発足したのだが、奥田新会長は、11年間自粛してきた「政治献金」の再開を言明、昨年は日本経団連が献金「斡旋」のための「優先政策」を基準にして自民党・民主党を「政策評価」し、40億円の募金目標を立てた。「経団連報告」は、「企業献金」とは、「個人や企業が各々の責任の下で自由な競争」を営むなかでの、「良き企業市民」としての「社会的責任」だ、と弁解する。これがとんでもない暴論であることは明らかである。

かつて経団連が「企業献金」の斡旋を中止したのは、93年にリクルート事件が発覚し、細川内閣によって「政治改革」関連法が成立、「公的助成」と個人献金を促進することになったからであった。ところが2000年から企業献金を規制するはずの「政治資金規正法」が先延ばしされている一方、最近も鈴木宗男収賄事件、日本歯科医師会による政治献金、自民党長崎県連へのゼネコン献金事件など、事態は悪くなりこそすれ、少しも改善されていない。憲法違反の疑いの強い「政党助成」を廃止することが問題であるのに、その上に最大の汚職政党を中心にして「企業献金」を行う理由はまったくない。

とりわけ自然人としての「市民」ならば選挙権があり、個人としての「政治献金」は「社会的責任」の一つであるけれども、「企業」にはその資格がなく、多様な従業員には政治的自由を許容する組織体であるから、「企業市民」の名前で特定の政治的立場を取ることは許されない。ましてや「公益法人」であって、特定の「優先

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

政策」にもとづいて、政権党とそれに最も近い政党を「政策評価」し、その貢献度に応じて、「企業」の拠出による莫大な「政治献金」を配分するというのは、明らかに「贈賄」である。それは、「優先政策」への「職務権限」の行使を目的としており、たとえ日本経団連が「幹旋」を行うのだとしても、評価基準を決定していて、傘下の企業が拠出するのであって、「幹旋」というのは脱法行為の別名にすぎないからである¹⁰⁾。とりわけ現在の日本経団連は、自民党大会での会長挨拶や政党懇談会での関連発言に見られるように、「経団連報告」が要求する第9条を中心とした「改憲」要求を「優先政策」に掲げ、強大な資金力を圧力にして、それぞれに「改憲」を競わせ、「政党評価」を行うとしているだけに、いっそう「政治献金」の目的は「贈賄」に一義化するのである。

一部の新聞は、日本経団連の「政策評価」に基づく「政治献金システム」が米英で高く評価されたという報道（『産経新聞』05/9/25）を流したが、イラク戦争の最大の両当事国が日本の「改憲」と海外派兵の公然化のための取り組みを歓迎しないはずがない。だが、国際的な「CSR」問題において、すでに古典と言えるのが1986年にスイスで開かれた「コー円卓会議」（これには日本の企業のリーダーも参加した）だが、その原則7に「違法行為等の防止：利潤ではなく平和を求めて」が掲げられているし、97年9月、カナダ政府によって公布された「カナダ企業の国際的倫理綱要」は、その「価値」観の最初に、「人権と社会正義」を据え、「賄賂の授受や汚職を生みだすことのないビジネス環境」を守ると定めている。こうしたモチーフは、「世界人権宣言」や「EU基本憲章」を前提にしている国連（国連人権高等弁務官「企業と人権」2000/1、国連・グローバル契約室/人権高等弁務官室共編「企業実践に人権を定着させる」05/1/26）やEUの最近の達成（EU「グリーン・ペーパー」01/7、それへの各国応答書、「EU議会報告」

03/4/28、）では、いっそう平和・社会的正義・人権について意識的になっている。これらと比較するだけでも、「経団連報告」が第9条の変更を要求しながら、「武器輸出三原則」の全面的な解禁を実現し、アメリカのミサイル防衛計画の日本への導入に参画することに意欲的である状況は、けっして国際的な「CSR」の原則に合うわけではない。まして「改憲」のための「政治献金」によって、財界の不法な圧力をかけることは、とうてい公正な国際社会の批判を免れることはできない。

それどころか、じつは第9条の「改憲」と「政治献金」は、日本経団連が昨年改定した「企業行動憲章」そのものに違反していることを指摘しておかなければならない。その第1項には、「社会的に有用な製品・サービス」を「開発・提供」するとし、第2項には、「公正、透明自由な競争ならびに適正な取引を行う」と書いている。「企業行動憲章」の「手引き」（いずれも日本経団連のHP）には、第1項について、そこでの「製品・サービス」を説明して、「省エネルギー、省資源、環境保全を同時に達成できるような、地球に優しい技術・商品を開発すること」と書いているが、そもそも「戦争」・「軍隊」・「集団的自衛権」・「武器輸出三原則」解禁と言ったことすべては、説明に用いている「地球に優しい」といった言葉に真っ向から対立することではないか？ 「CSR」の問題意識は、最近では、「自然の持続的な発展」という環境理論を社会・政治に展開する国際的傾向があることは、すでにEUでは当然のことであることに注意したい（たとえばEU理事会「CSRに関する雇用・社会政策理事会の決定」02/12/2-3）。第2項の説明にしても、「基本的な心構え」として、「違法な行動はもちろん、不当な手段による利益の追求や、国際的に説明のできないような不透明な行動をしない」とし、「政治、行政とのもたれ合いや癒着ととれるような行動をなくすため、まず、行政への依存意識を排除しなければならない」

と書いているが、「二大政党制」を育成することを公言し、「政治献金」を餌にして自民党と民主党に「改憲」を競わせ、「機能する自衛隊」の「集団的自衛権」の「行使」を目指した日本経団連首脳の行動は、一体「もたれ合い」でも「癒着」でもないというのだろうか？ かつての経団連当時は、「企業行動憲章」を「倫理綱領」と呼んでいたのだが、日本経団連は、それを改定してたんに「企業行動憲章」と呼ぶことにした。「倫理」を冠することに多少の恥ずかしさを感じたというより、「倫理」もへったくれもあるのかという日本経団連の驕りをそこに見たい。

それを示す興味深いエピソードが「防衛懇」（第7回、04/7/27）の「議事要旨」に紹介されている。「武器輸出に関しては、死の商人になる、あるいは、企業が儲けたいから輸出したがっているといった議論ではなく、各国が集まって共同開発を進める際に、入れてもらえなくなるという点に留意する必要がある」、というのである。この発言は、要約だし、匿名のものだから、ただちに日本経団連出身の2名の委員の発言とは言えない。しかし、2つのことははっきりしている。まず、「武器輸出」に関しては、日本経団連にとっては、「死の商人」という批判を想起せざるをえないほどにも、やましいことであつたにしても、やましさに居直った議論がおこなわれたのだということ。もうひとつは、多国籍企業であるから、国民的な生死や、その武器が誰に向けられ、いかなる人間的な悲慘や環境破壊に結びつくかは関係なく、「各国」の「死の商人」の仲間に入ること「留意」することが大事だと考えられていること。もしそうでないと言うなら、日本経団連は、「経団連報告」の第9条の「改憲」とそれに関連するいっさいの要求を放棄し、「政治献金」によって日本の国民とアジアの諸国民に敵対する政治をおこなわせる圧力をただちに中止するべきであろう。

「CSR」という視点から、「経団連報告」について問題にしておきたい第2の点は、まさに

日本経団連の国際的な責任にかかわる。

前の方で触れたことだが、国連はこの5月8日、9日のいずれか、もしくは両日を、「記憶と和解の日」にすることを満場一致で可決した。それが、ドイツのナチズムが英米軍に無条件降伏をした60周年の日の5月8日であり、ソ連軍に降伏した5月9日ではあっても、日本がポツダム宣言を受託した敗戦の日の8月15日でもなければ、米戦艦ミズリー号上で連合軍との間の降伏文書に日本代表が署名した9月2日でもなかった。のちに日本にかかわって、いずれか国連として記念するべき日が提示されたという気配もない。戦争責任と戦後責任についての国際社会の評価は、ドイツと日本とについて、またしてもはっきりと差別化されているのである。

その国際的な評価の意味を考えるためには、「経団連報告」が日本の未来にどのような「国家目標」を与えようとしているのかを見てみればよい。「改憲」を第IV章で問題にした後、第V章で、「より民主的で効率的な統治システムの実現」というテーマが取りあげられている。最初に「国と国民の関係」を論じているところから、「経団連報告」の考え方の特徴が出てくる。まずは、一票の「格差是正」という、たしかに日本の民主主義にとって重要な問題から入りながら、続けて、「政治寄付を促進する制度整備」という問題に移る。驚いたことに、「政治寄付」は国民の重要な政治参加の手段だと論じつつ、「良き企業市民」としての社会的責任を果たすために、「政党の政策を評価」に基づいて、「政治寄付を行いやすい環境を整備する必要」があり、それによって「政策本位の政治」が実現できるというのである。「政治献金」は、経団連にとっては、新しい国づくりの一環であつたのである。そして「政党本部」が「公的助成」に頼るのは好ましくはないと言いながら、憲法違反であるその政党助成金を廃止することを要求しないにおいて、「企業」の「政治寄付」が市民個人の「自発的な政治寄付」を促進する積極性があると

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

いて、企業献金を自画自賛するのである。

もちろん「企業人」が一人の自然人として、市民として個人の私費から「政治寄付」を行うことには積極性があるし、どんな問題もない。しかし「企業人」が、「企業」を代表する場合にも、それを「企業市民」と呼び、自然人の市民と同一の権利主体として、市民社会のなかに位置づけることがすでにインチキである。さらに選挙権のない「企業」に「政治寄付」の「権利」を与え、それを容易にするための制度を整えるとなると、対等平等な自立した人間によって構成される民主主義は土台から破壊することになる。「企業」の「政治寄付」は、「企業」の「社会的責任」だといって胸を張っているのだが、それは、人権を蹂躪することが「企業」の「社会的責任」だというに等しい。

こうした「企業」と「人権」との関係を倒錯させた日本型の「CSR」の発想からすれば、「経団連報告」が描き出そうとする「国民の権利と義務」の関係がまた、倒錯した形をとって現れることに何の不思議もない。「国民の価値観の多様化と個人の権利・自由の拡大」につれて、「無責任な利己主義が蔓延」しつつあり、「個人」には、「公（おおよけ）」を担う「気概」が失われているというのである。大企業がリストラ・派遣・パート化や合理化・効率化を強行することで巨大な利益をあげ、企業減税によって潤っている分、社会福祉・社会保障の改悪によって国民の生存権の保障が弱まり、そのもとで個人責任だけが強調されている悲惨な事情が出現しているのだが、それを「経団連報告」は、「公」を担う気概の欠落した姿として描き出すのである。この手の倒錯叙法にかかれば、憲法第22条の「居住、移転および職業選択の自由」の規定は、「自由および権利」は「濫用」されてはならず、つねに「公共の福祉」に「責任」を負うべきものであるといった具合に、「自由」のひどく制限的な解釈を生み出すことになる。そうなれば、若者が圧倒的な就職難で苦しんでいるとし

ても、それは「企業」の都合で設定された「職業選択の自由」の範囲のこととして我慢すべきであって、けっして「働く権利」などという主張をして、「公共の福祉」を占有する「企業」に逆らうようなことをしてはならないわけである。第29条の「財産権は、これを侵してはならない」という規定も読み替えられてしまう。「財産権」が「国としてのプロジェクト推進」に支障を来してはならないとされるのである。「国としてのプロジェクト」を自由にできる多国籍企業集団は、いまや「公共の福祉」の名によって、基本的な自由権の一つである「財産権」さえも侵害する権利を露骨に主張できるようにする、というのが「経団連報告」の読み方なのである。そこで考えれば、第9条を「改憲」して、第2項で「軍隊」を置く意味は、「外国」の敵に備えるためのものであるよりも、むしろ「国内」の不満・抵抗を弾圧する装置としてのものであることが分かる。ずいぶんヒドイ「解釈改憲」の手法である。このように国民への敵意を内在させた日本であるから、日本企業を被告とするものをも含めて、かつての「戦争責任」に属するいくつもの裁判——「従軍慰安婦」、「強制連行」、「挺身隊」からはじまって、「731部隊」、「南京虐殺」、「劉連仁」、「平頂山」等々——は、その加害の事実は認められながら、ほとんど一律に敗訴が続くことも説明できるであろう。

日本経団連は、外資系企業91社を含むわが国の代表的な企業1,306社を中心に、会員数1,623社（経団連HP、04年5月現在）。日本の企業数は286万社といわれ、そのうちの99.7%、雇用においては70%を中小企業が占めているから、日本経団連は、一握りの多国籍企業中心の大企業集団の別名である。そのような特権的な「企業」集団が、小泉自公政権の支配する国家から多大な便宜と利益を提供され、その見返りとして莫大な「政治献金」を提供し、政財官の底なしの汚職と癒着を構造化することが、「経団連報告」のえがく古くて新しい国家像である。「社会的貢

献」とか、「公正な競争」とかという題目は、情け容赦のないリストラ・失業・賃下げの嵐に国民生活を巻き込むぞということであり、例年3万人をこえる自殺者を生みだし、年金・介護保険・医療保険など総じて社会福祉を切り捨てることの他ではない。また「グローバル化」とは、日本の産業の空洞化が進むことであり、農業をつぶし、食糧自給率をさらに押し下げることである。そうした苦難の状況を国民の「自己責任」として放置し、それに抵抗する動きにたいしては、アメリカの「愛国法」にならって、もしくはかつての「治安維持法」にならって、基本的人権の制限をほしいままにし、弾圧を加える。そうした逆立ちした「憲法」への「改憲」をおこない、大企業による独裁的な「治安国家」体制をつくりだすこと。こんなところが「経団連報告」の未来の国家像なのだろう。

こんな日本の現実と未来をしか発信できない「経団連報告」であってみれば、どうして日本に「戦後60年」の国連の記念日を託すことができるだろうか？ 国連・グローバル契約室／人権高等弁務官室共編「企業実践に人権を定着させる」は、企業と人権との関係から「CSR」を考える一般むけの冊子であるが、次のような「序言」をおいている。

『「世界人権宣言」が50年以上前に採択された時には、国際的な場での基本的な役割を担ったのは、それぞれの国でした。それぞれの国が、それぞれの法の下で、人々の人権を保護する第一番の責任を負う状態が続きましたが、大きな影響力を持つ他の役割を担っている者たちもまた、人々の権利に導かれ、その権利を遵守する責任を負うべきであるという当然な要求がしだいにおおきくなってきています。政治社会 public society や市民社会のさまざまな組織からは、いろいろの企業は広く一般に同意された基準を推し進め、尊重するためになしうることをすべてを行うべきであるという声が、ひんぱんに、また強く聞こえてくるようになっていきます。』

たしかに2002年9～10月にかけて、経団連も「CSR」調査のために、欧州派遣団を送った。しかしその「欧州調査報告 欧州における『企業の社会的責任(CSR)』」を読んでも、どこにも「人権」という言葉は出てこない。欧州委員会を訪ねているのに、である。またスイスを訪れているが、国連の「人権委員会」に調査の足を運ぶことはなかった。すでにその頃、「行動のための7つのステップの概要」が出ていて、第1に「人権問題のアイデンティティ」が言われ、第2に「政策を発展させるオプション」として「世界人権宣言」と「ILOの中核労働基準」が企業政策の基礎、だと言われていることを知ったはずである(上掲の2000/1国連文書)。そもそも「CSR」は、アメリカの「秃げ鷹」ヘッジファンドを規制する課題をもって国際的な関心事となった経緯を考えれば分かるように、国際的な企業の責任と言えば、第1に人権問題が据えられるのが当然であった。だがその世界最強の多国籍軍団の一つである日本経団連をはじめとする日本の財界団体には、まったくその意識が欠落しているのである。またこの報告には、各企業へのアンケートが併載されているが、「企業の社会的責任」について回答のあった634社中、各社の重視している項目は、「より良い商品・サービスの提供」の93.1%、「収益確保」が74.9%と比較すると、「人権の保護・尊重」は21.8%、「世界の貧困・紛争解決への貢献」は3.6%にすぎない。

「企業」が「人権」を制限すれば、「治安国家」のどん詰まりにゆきつくが、逆に「人権」を基礎にし、「人権」を発展させる「企業」ならば、「持続的な発展」の展望が自然についても、社会についても開けてくる。「企業」が「人権」に服すべきであって、「経団連報告」の言うように、けっして「人権」が「企業」によって制限されるのであってはならない。これが、少なくとも現在前提にするべき「CSR」の基本的構想である。そこから「世界人権宣言」やそれを具体

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

化した「国際人権規約」の人権諸規定に基づいた「CSR」を、「国際標準化機構：ISO」をとおりて企画化することが、「ISO」の「社会責任」会議で提案されている（藤好重泰「会社の不法行為なくすたのもしい力『CSR』」、『建交労』05/2）。「経団連報告」の「CSR」の諸原理では、民間ベースの「ISO」を通して国際化することさえ困難であろう。

結局のところ、「経団連報告」の「中心的プレーヤー」論は、近代国家においては国民こそが「中心的なプレーヤー」として位置づけられていなければならないという、国家論の根本問題を無視して、その力に驕った言い草にすぎなかった。あらためて「人権」に立脚して、日本型「CSR」の根本的な再検討と、みずからの「企業倫理」への誠実さの証明が必要だろう。そのためには、「経団連報告」の第9条の「改憲」を廃棄することしかないだろう。

むすび

「経団連報告」は、「改憲」の立場から「企業」と「社会」との関係性を転倒してとらえることで、アジアと世界のあたらしい動きから孤立し、その限界を露呈することになった。そもそも「9・11」以後のプッシュのアメリカの動きから切り取った部分的な世界像に基づいて、「日米軍事同盟」をアジアの範囲を超えた「世界化」されたものへと再編・強化し、国連なしで「単独主義」的に行動する「日米同盟」のパートナーとして日本を位置づけなおすということには無理がある。それは、結局、「冷戦期」の敵対状態をアジアに持ちこみ、近隣諸国のきびしい批判と抗議にさらされることになった。

いまや世界は、軍事同盟の強化に熱中することは、あまりにも異常なことと見るようになっていく。旧ソ連を中心としたワルシャワ条約機構は1991年に解体した。アメリカを後ろ盾とした東南アジア条約機構（SEATO）はすでに79年、中東の中央条約機構（CENTO）は75

年に解体しているし、アメリカ大陸の米州相互援助条約は、メキシコが脱退して軍事条約としては事実上機能しなくなっているし、オーストラリア・ニュージーランド・アメリカ相互安全保障条約（ANZUS）も、88年以来、ニュージーランドの非核政策のために、機能しなくなっている。ヨーロッパの北大西洋条約は、イラク戦争で主要国が分裂し、戦略上の場ではなくなったとして、米欧関係の見直しの主題になっている。そしてそれに代わって、仮想敵をもたない地域的な平和の共同体づくりの動きが広がっている。アジアの33億人を擁する東南アジア友好条約、EU基本権とEU憲章とによってさらに人権と国連中心主義を明確にし、旧東欧圏にまで拡大しようとしているEU（欧州連合）は着実に成長しているし、紛争の平和解決と自立を宣言した南米共同体が昨年発足した（この項、志位和夫「日本共産党3中総幹部会報告」、『しんぶん赤旗』05/4/9参照）。

「9・11」以降の局面でアメリカのイラク戦争に攪乱されていた世界は、イラク戦の行き詰まりとアメリカの国際的な孤立の進行につれて、あらためて「国連原則」にしだいに立ち戻って、「戦後60年」段階における世界の基本的な諸問題に立ち向かい始めているように見える。日本には、第二次世界大戦で未決のままにやり過ぎてきた「戦争責任」があり「戦後責任」がある。その最大の当事者である日本の支配的な「政治」と「経済」が、「日米共同体」の「世界化」のための第9条の「改憲」を打ち出してきたことで、あらためて「戦争責任」と「戦後責任」とに正面から向き合わざるをえない状況に立ち至ったのが、「反日デモ」であり、日本の国連安保理常任理事国入りを韓国と中国が拒否するという事態であった。そしてその中で、韓国の盧武鉉大統領によって、日本がドイツであれかしという悲痛な願望が表明された。

同時にこうした国際的な関係の悪化は、国内においては国民の「いのち」と暮らしが悪化し、

「戦後」に獲得してきた諸権利が次々と剥奪され、空洞化していく過程と相即していた。この機会に、衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書で、ドイツとイタリアの憲法についての調査を読んだ時、どちらもが、それぞれの形での「侵略戦争放棄」条項（ドイツ基本法第26条、イタリア共和国憲法第11条）をもっていたことと、どちらもがいわゆる「社会国家」として自己規定をしていたことが印象に残っている（ドイツ基本法第20条、イタリア共和国憲法第3条）。この場合の「日本的な」ものを、「CSR」の境地から考えてみたことが、この小論であった。論じ残したことはあまりにも多いが、それはまた論じるべきものとして残っているという手応えを感じている。

この稿を書き上げた後で、5月13日、昭和天皇の誕生日を「昭和の日」とすることが、国会で自民党・公明党・民主党の多数決で決定され、再来年度からの施行が決まった。旧憲法のもとで反戦・平和・民主主義の運動を弾圧し、中国への侵略戦争に乗り出し、15年にわたるアジア・太平洋戦争の戦乱に最大の責任を負っている天皇を記念する「祝日」。韓国や中国の「反日デ

モ」を恐れて、決定を遅らせていたことに、すでにこの「祝日」のやましき、黒々と刻印されている原罪への自覚がある。また同じ頃、自民党の「新憲法起草委員会」（森喜朗委員長）が改憲の条文化を夏以降に延ばし、諸意見を調整するために「諮問委員会」を設けたと言う報道があった（『朝日新聞』05/5/13）。有識者として、三浦朱門、上坂冬子等が入った他に、経済界から三木繁光（日本経団連副会長、「経団連報告」責任者）、北条格太郎（経済同友会代表幹事）、高梨昌芳（日本商工会議所副会頭）の名が上がっている。経済界の3団体がそろい踏みで、政権党の「改憲」に直接に手を貸すのである。「戦争」の民営化が日本についても問題化し、日米共同作戦・相互協力が「中台紛争」を想定してなおも進行中と言うことも伝えられているなか、日本の財界は、いっそう「賄賂」性を明確にした「政治献金」についても、「CSR」一般についても、「死の商人」としての歴史的・社会的責任についても、さらに立ち入った国民的な追及を避けがたい立場に身を置き、国民的な追及に挑戦してきている。この挑戦にどう答えるのか、いよいよ問われているのは国民の行動である。（ふくた しずお・会員・日本福祉大学名誉教授）

- 1) 「検討委員会」の委員名は、委員長の三木繁光（東京三菱銀行会長）のほかに、第1回出席者名簿として次の名が挙げられている。日本経団連の役職名と、企業の職名の表記とが混乱しているようだが、公表された形のままである。会長奥田碩（トヨタ自動車会長）、副会長和田紀夫（日本電信電話社長）、評議員会副議長高原慶一郎（ユニ・チャーム社長）、東日本旅客鉄道社長大塚隆毅（国民生活委員長）、三菱マテリアル名誉顧問秋元勇巳（資源・エネルギー対策委員長）、凸版印刷社長藤田弘道（労働法規対策委員長）、日本ユニパックホールディング会長小林正夫。
- 2) 「防衛懇」の委員は以下の通りである。荒木浩（東京電力顧問）、五百旗頭真（神戸大学法学部教授）、佐藤謙（都市基盤整備公団副総裁）、田中明彦（東京大学東洋文化研究所教授）、西元徹也（日本地雷処理を支援する会会長/元防衛庁統合幕僚長）、樋渡由美（上智大学外国語学部教授）、古川貞二郎（前内閣官房長官）、柳井俊二（中央大学法学部教授/前駐米大使）、山崎正和（東亜大学学長）、張富士夫（トヨタ自動車社長）。政府側としては、小泉首相のほかに、官房長官（福田康夫/細田博之）、内閣危機管理監（野田健）など。荒木浩座長は、日本経団連元副会長。
- 3) 「朝鮮戦争」では主として米軍からの「直接特需」に依存

したが、「ベトナム戦争」では、「直接特需」の他に「間接特需」が大きな比重を占めるようになった。期間もアメリカの介入が1961年から75年までの長期にわたったために、駐留米軍関係の個人消費、輸送・交通・通信・荷役から死体処理にいたる役務などの需要が発生し、「第三国經由特需」や「対米輸出特需」などの迂回特需、隠れ特需が加わった。その品目も非人道的なナバーム弾・ボール爆弾・枯れ葉剤のようなジェノサイド型武器から、トラック・ジープ、さらには軍服、カメラ、小型テレビ、その他の日用品雑貨にいたるまでの無数の範囲にわたったので、動員された企業数・製品量も大幅に増大し、膨大な金額に達する需要を生んだ。通産省の不完全な統計によっても、直接特需だけで、1964年度3億1400万ドル、5年後の69年には6億4880万ドルと倍増しながら、アメリカが敗北する75年まで、「ベトナム特需」は続いた（ベトナム戦争の記録委員会『ベトナム戦争の記録』大月書店、78年）。日本政府は、ベトナム戦争を「北からの侵略」に対する「集団自衛」と言うことで、沖縄と日本本土をアメリカの侵略基地として使用させ、LSTの乗組員を斡旋し、南のゴジンジェム傀儡政権に200億円を提供した。この点で、1967年、民衆法廷たる「東京法廷」は、「日本政府、および日

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

本独占資本は、アメリカのベトナム侵略、戦争犯罪に積極的に協力・荷担しており、国際法上、アメリカの共犯者として有罪であった（東京法廷『ジェノサイド』、青木書店）。

- 4) 普通、15年間にわたった「アジア・太平洋戦争」にたいする責任を問う時に、アジアに対して2000万人以上の犠牲者をもたらした、と言われる。しかし戦後においても、朝鮮戦争、ベトナム戦争、さらには最近では第一次湾岸戦争、アフガン戦争、そして現在のイラク戦争と、日本が軍事基地の提供、兵站の便宜から、多面的な軍用・非軍用器材の生産・修理・加工、とりわけRMA（Revolution in Military Affairs：暗視装置や無人兵器などIT技術の革新によって、味方の最小の被害で敵に最大の殺傷効果をもたらすような軍事作戦の変革）にかかわる情報産業にいたるまで、戦争にかかわって利益をうけている部門の広がりやを考慮してみると、「戦後」の戦争に関わっても日本の新しい「戦争責任」・「戦後責任」が問われるべきではないか？ たとえば、ベトナム戦争にかかわる1967年の「東京法廷」と「ラッセル法廷」、湾岸戦争にかかわる91年の「クラーク法廷」、アフガニスタン戦争に関わる04年の「アフガニスタン国際戦犯民主法廷」、05年の「イラク法廷」など、「民衆法廷」のなかでは、すべて戦後の戦争についての日本政府の戦争責任が指摘されている。その点は明白であるだろう。拙著『いのちの人間学』（青木書店、1998年）の第2章第1節2「戦後の戦争」と「結び」で提起した「日本の政治の加害体質」という視点は、依然として必要だと考えている。
- 5) たとえば『衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書』（2000年11月）。そこにはローマ在住の作家塩野七生氏と憲法に関して「懇談」をした記録が載っている。そこでは氏は、「ローマ法」は「人間がつくったもので神聖不可侵なものではなく、必要に応じて改変が可能」だったという見地から、「日本国憲法は改正されるべきです」、「私の考える憲法改正は、96条のみを改め、改正は、両院の過半数の賛成のみをもって足りる」とし、「国民投票というものが、いかに実効性をもつことは、自身がイタリアに暮らしていて、痛切に感じている」と述べている。この発言が、「改憲」派にとって大きなリップサービスであったことは言うまでもない。イタリアも首相に大統領的な権限を与え、上院の役割を低めるなど、ベルルスコーニ政権の「改憲」案が積み上げられてきているからである。ただし「国民投

票」では圧倒的に「護憲」派が有利と予測されているし、当面の中道右派優勢の上下院の構成は、イラク戦争での不評が響いて、次回総選挙では中道左派優勢のものに逆転すると見られているために、「改憲」案を何時「国民投票」にかけるか、その見通しははっきりしていない。イタリアでの「国民投票」の重要さは、1947年のイタリアの「共和国憲法」の成立、女性の人権の社会的認知（たとえばカトリック教会教義に沿った「離婚」禁止や「中絶」禁止を定めた法令を廃止した74年の「離婚法廃止」、81年の「妊娠中絶法の廃止」）など、概してイタリアの社会的進歩に関わって「国民投票」が果たしてきた役割は大きく、時には政争の手段となることもあるが、「実効性をもたない」とはとうてい言えない（とくに女性の権利については、拙著『危機のイタリア 1993-1994』、文理閣、94年、第6章「『家族』のカトリック概念」を参照）。

- 6) 蔵武鉉「日本の知性に訴える」、『世界』05年5月号。
- 7) 長田彰文「日本の朝鮮統治と国際関係」、平凡社、145-146ページ。
- 8) 比較史・比較歴史教育研究会編『共同討議：日本・中国・韓国』ほるぷ出版、1985年、348ページ。
- 9) 差しあたり日本における「企業の社会的責任」の理解については、「企業活動のプロセスに社会的公正や環境への配慮などを組みこみ、ステイクホルダー（株主、従業員、顧客、コミュニティなど）に対しアカウントビリティを果たしていくこと」（谷本寛治編著『CSR経営』中央経済社、04年）という規定が参考になるが、「世界人権宣言」や「基本権憲章」など、基本的な人権の国際的な到達点に依拠する姿勢が欠落する点で、国連やEUなどにおける「CSR」の理解とは、根本的な落差がある。その落差は、すでに日本経団連の前身である経団連「経団連企業行動憲章」（以下「経団連憲章」、1996年）において、どう覆いようもない。
- 10) ここでの論点については、株主オンブズマン代表森岡孝二関西大教授・政治資金オンブズマン代表上脇博之北九州市立大学法学部教授から、04年1月20日付で、日本経団連宛の「要請書」を参照。（<http://www1.newweb.ne.jp/wa/ka-buombu/040122-1.htm> また<http://homepage2.nifty.com/~matsuyama/mondai.pdf>）。

一条ずつ、「今」にとっての意味をつかまえる

読んでみませんか 教育基本法



小森陽一×大原穠子

第二次大戦中「国民学校」一期生だった大原氏と、戦後世代の近代文学研究者である小森氏が、前文から第11条までを読み解く。読む機会の少ないこの法律を、平易な言葉と大阪弁で言い換え、その大切さをうきほられた深い意味などから、子どもと教育の現在を照らし出す。

〈A5判〉定価1260円（税込）送料210円

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402〔営業〕 郵便振替00130-0-13681